

②景観重要樹木

地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることが
できる樹木を次の指定基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活
用を図ります。

■指定基準

- その樹容（樹高、樹形等）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの村民、観光客等に愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られ
ている樹木

2. 景観上重要な公共施設等について

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項（法第8条第2項第4号口関係）

（1）基本的事項

道路や公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然環境
や地域の風景と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能とな
ります。

このため、景観形成上特に重要な公共施設について「景観重要公共施設」に指定し、
景観に配慮した整備を推進します。

（2）指定に関する事項

景観形成上特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共
施設」として指定します。

本村の主要道路であり、多くの村民、観光客が利用し、村の景観形成における重要
な4つの道路（国道139号、県道富士宮鳴沢線、県道鳴沢富士河口湖線、富士スバ
ルライン）について、公共施設管理者との協議を行い、同意を得たため「景観重要公
共施設」（景観重要道路）として指定し、その周辺の自然環境と調和した整備を行うこ
とで、良好な景観形成を図ります。

今後の「景観重要公共施設」の指定にあたっては、公共施設管理者と協議を行い、
同意を得るとともに、「鳴沢村景観審議会」の意見を聴くものとします。

■指定基準

- 多くの村民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
- 優れた眺望を有する公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物

注） 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物と
して指定します。

■景観重要公共施設

景観重要道路	区 間
①国道 139 号	富士河口湖町西境～富士河口湖町東境
②県道富士宮鳴沢線	富士五湖消防署西部出張所～富士河口湖町境
③県道鳴沢富士河口湖線	大田和交差点～富士河口湖町境
④富士スバルライン	富士河口湖町境 ～ 富士山 5 合目

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針に基づき、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分	整備方針の考え方
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な眺望景観、自然景観、周辺の地域景観に配慮した道路の整備 (交通安全施設、街灯、舗装、法面、擁壁・排水施設等の構造物など) ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識等の設置

■景観重要道路の個別整備方針

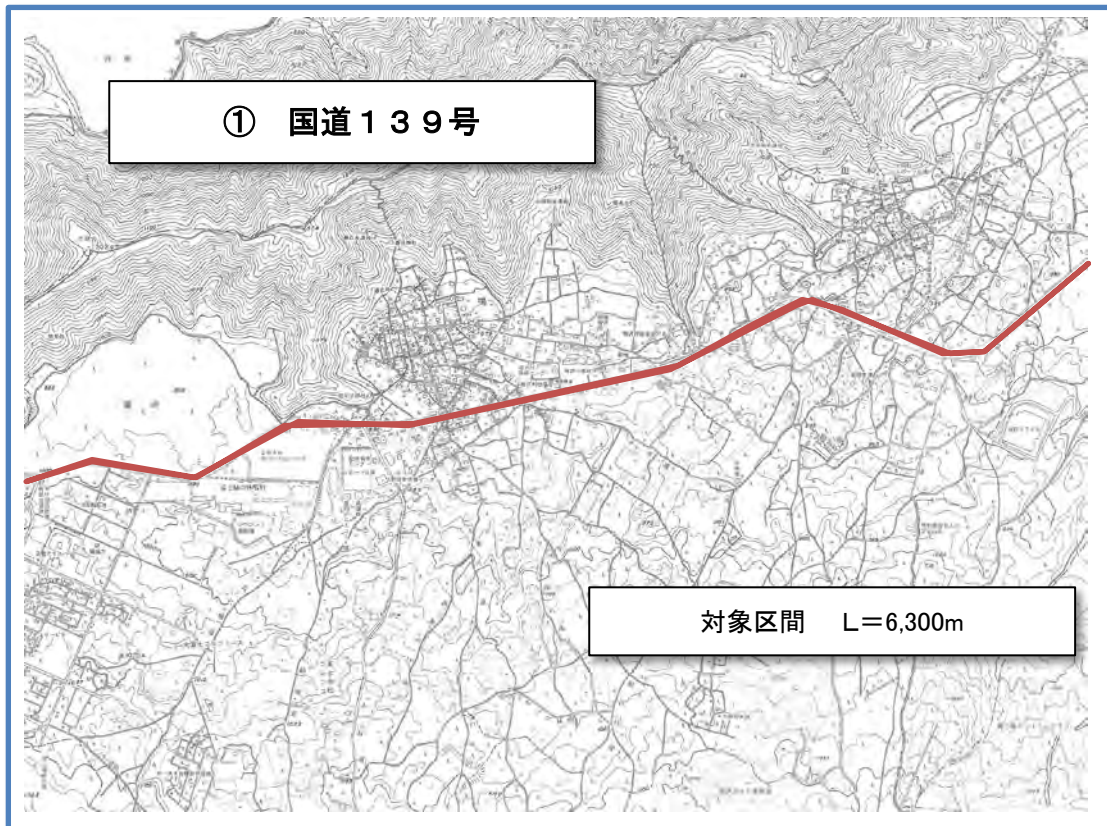
①国道139号

■区間

富士河口湖町西境～富士河口湖町東境

■整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観を妨げないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。
- 電線類が集落内や富士山眺望に影響を及ぼす箇所については、歩道設置等の改良工事を行うなどの際、眺望景観確保のため電線類地中化に努める。



② 県道富士宮鳴沢線

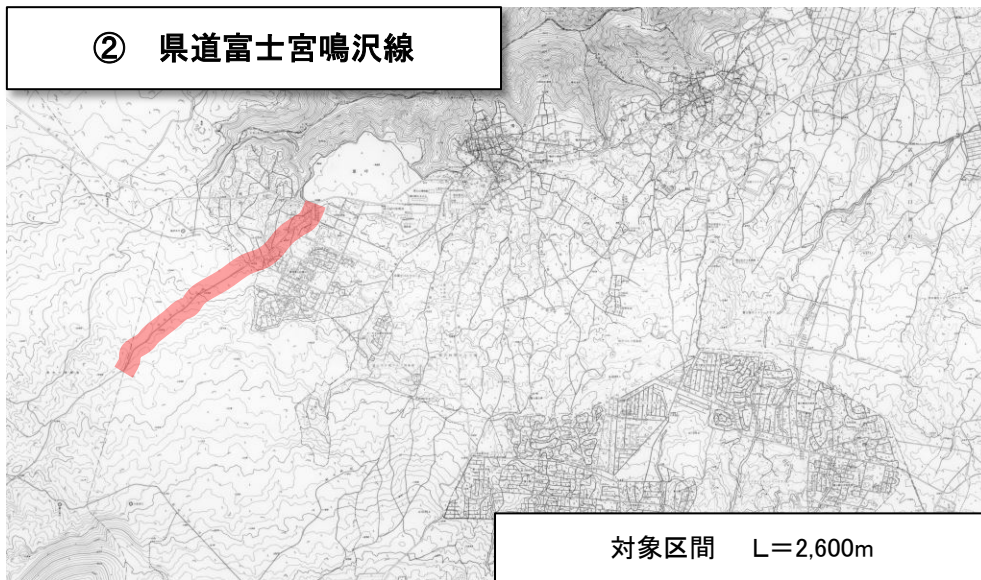
■ 区 間

富士五湖消防署西部出張所～富士河口湖町境

■ 整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。

② 県道富士宮鳴沢線



③ 県道鳴沢富士河口湖線

■ 区 間

大田和交差点～富士河口湖町境

■ 整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。
- 大田和交差点付近については、富士山眺望の確保のため、電線類地中化に努める。

③ 県道鳴沢富士河口湖線



対象区間 L=880m

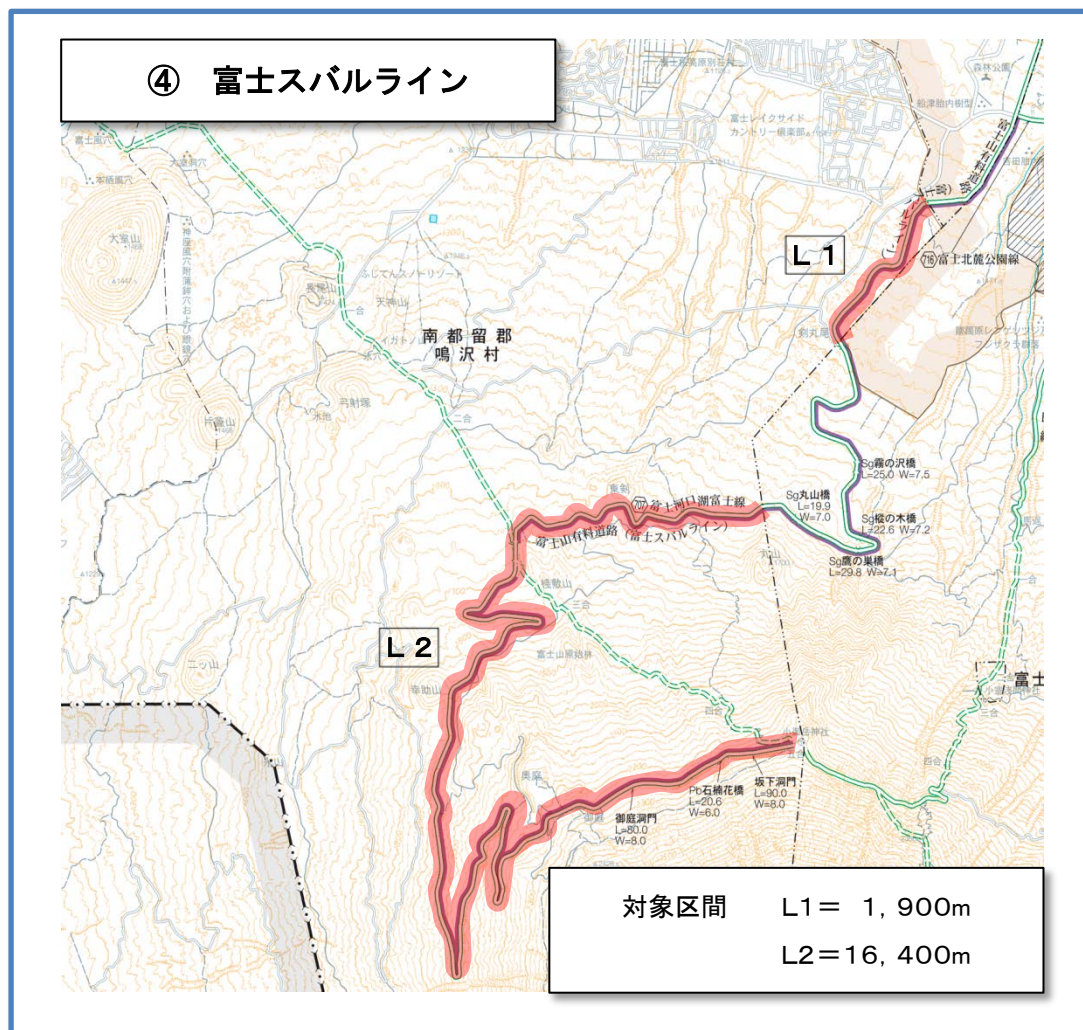
④富士スバルライン

■区 間

富士河口湖町境 ～ 富士山5合目

■整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないように、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、交通の安全と円滑さが確保できる範囲で周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。



(4) 占用許可等の考え方

道路などの景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要ですが、本計画では、これに加えて景観重要公共施設の良好な景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

なお、景観計画区域が指定される以前の既存の工作物等、または地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■ 占用許可等の基準の考え方

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による	工作物形態・意匠については、富士山などの自然景観・眺望景観、周辺の地域景観との調和に配慮する